

旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 5月10日(木)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 猪狩正文, 梅津和宏(兼務), 笠井之彦, 片山礼子, 工藤一夫(兼務), 中村元弥, 堀博子(兼務), 松本剛和(兼務), 山本健一, 横山茂敏
 - 家裁委員 梅津和宏(兼務), 叶内初子, 工藤一夫(兼務), 佐藤和明, 芝木美沙子, 菅沼和歌子, 高杉昌希, 堀博子(兼務), 松本剛和(兼務), 三塚昌男
 - 事務局 矢野哲郎地裁事務局長, 高橋雅和家裁事務局長, 西亦敏廣民事首席書記官, 半藤政一刑事首席書記官, 狩原元地裁事務局次長, 織田裕彦家裁事務局次長, 村上啓司地裁総務課長, 村上奉文家裁総務課長, 平野裕章地裁総務課課長補佐, 山内慶嗣家裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 新任委員の自己紹介
 - (4) 「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」について
(事務局作成の回答案を配布。)
 - 配布の回答案は, 事務局において作成したものであるが, 調査に回答すること及び回答案の是非について委員の意見を伺いたい。
 - 回答すること及び回答案について, 特段の意見はない。
 - (5) 外部説明者の出席承認
 - (6) 意見交換テーマ「裁判員模擬裁判を体験して」

(事務局から3月15、16日の両日に実施した法曹三者による裁判員裁判の模擬裁判の概要等について説明がなされた。)

- 裁判員役を体験された方から、感想を伺いたい。
- 裁判員役全員一致の感想として、2日目に行われた被告人質問と評議は長く感じなかったが、1日目に行われた証拠調べ手続が長すぎると感じた。起訴状や冒頭陳述だけでは事件の全体像が分からず、そのような中で、部分ごとに展開していく証人尋問を聞いてもピンとこなかった。最初に被告人質問を行ってもらえれば、分かりやすかったと思う。評議の中で、裁判官が、ホワイトボードに被告人に有利な点、不利な点を分けて記載してくれたが、これは非常に分かりやすかった。

また、量刑を決める際には、各人の歩んできた人生、価値観が問われるのかなという感じがした。

旭川地裁は管轄地域が広いので、今後の模擬裁判では、稚内市や利尻島などの遠隔地から裁判員役に来てもらって模擬裁判を行うのが、全国的にも有意義なことではないだろうか。

- 今回の模擬裁判で他の裁判員役の方と順調にコミュニケーションが取れるようになったのは2日目からであった。1日目は、自分の気持ちと裁判員としての認識にずれがあり、疲労度もかなりあった。

今後、裁判員として参加した人も、変に構えることなく、人の意見を聞くという姿勢で臨めば大丈夫かなと思った。

- 模擬裁判とはいえ、よい経験をしたと感謝している。

事件の概要を把握するため、時間経過に沿って争いのない事実をまとめた一覧表があると分かりやすかったなと思った。全く裁判所に来たことのない人だと、裁判所独特の雰囲気の中で、自分の置かれた状況に慣れるまでに時間がかかるだろうと感じた。また、ただ調書の朗読を聞くだけというのは辛いので、何らかの工夫をしてほしい。

今回は模擬裁判で、守秘義務もなかったため、周囲の人にも色々と話をすることができたし、自分の判断を自問自答することもなかったが、本番の時はどうだろうかと考えると、精神的負担が大きいのではないかと感じた。

○ 今回の模擬裁判の際に初めて裁判所に足を踏み入れ、裁判員席から法廷を見るという体験をさせてもらい、かなりの緊張感と充実感を感じることができた。他の方と同様、審理については長いと感じたし、重複する証拠調べはうっとうしく感じたが、評議の時間は、もっと長くても良かったし、もっと議論がしたかったという感想である。

○ 市民の立場で構わないと考えて参加したので、さほど緊張はしなかった。初めのうちに事件の概要が分かると良かったと思うが、先入観を与えないためなのかなと思った。今回、勇気がなくて裁判員からの質問はしなかったが、評議の中では、やっぱりそういうことかと思ったところがあった。

今回、一緒に裁判員役をやった6人は、安心感の持てる方々だったし、裁判官は、よく理解していない私たちに親切に教えてくれ、おかしい質問をしても優しく受け止めてくれたので、2日間上手くできたのだと思う。

周囲の友人に体験談を話したときの反応も様々で、「自分も出たかった。どうやったら出られるのか。」と言う人もいれば、「自分には考えられない。本当に実現するのか。」と言う人もいた。

○ 裁判所に足を踏み入れること自体に緊張した。事前に法廷見学もさせてもらい、裁判員役の中には知り合いの方もいたので緊張はほぐれたが、一般の方ならそれ以上の緊張感だと思う。人前で話すこと、初めて会う人と話をすることの苦手な人もたくさんいるという中では、評議をすることに耐えられない人もいるのではないかな。

「評議」のDVDを見て、何度も評議を重ねていく中で意見がまとまってくるとのイメージを持っていたが、模擬裁判ということもあり、評議が早く終わってしまったなという印象であった。

● 審理の在り方についての問題提起があったと思うが、法曹三者の側からの意見も伺いたい。

○ 今回は実験的に調書の全文朗読を試みたが、今後、争いのない事案では、要旨の告知で行いたいと考えており、そうすれば裁判員の方の不満も軽減できると思う。また、冒頭陳述を充実させるべきだとも感じた。

メモを書き込みながら聞きたいという意見もあったが、検察官としては、パワーポイントの画面だけで理解してほしい、書面に頼るのではなく、目と耳とで理解してほしいと考え、あえて文書は配布しなかったが、最初から紙に書いたものがほしいという御意見があることを踏まえて、今後検討していきたい。

今回は、遺族の被害感情、処罰感情が強いという事案を想定して、立証方針を立てた。今後も同じような立証をしていくこともあるが、複数の証人を出すことになっても、重複部分がないようにしたい。

○ 検察官としては、遺族感情がどの程度のものかを立証したいと考えて行ったことであり、裁判員の方に実際の事件がどんなものかを示したいと思って行ったことであることを御理解いただきたい。

今回の模擬裁判では、被告人調書は後で取り調べることになっており、それにより全体像がぼけてしまったが、今後どのような方法がよいのか検討していきたい。冒頭陳述も、あえて文書は配布せずに、言葉だけで裁判員に理解してもらえるのかということを実験してみたものであり、その点を御了解いただきたい。

○ 今回の被告人には良い情状がなく、模擬裁判記録の制約もあり、弁護人としては情状立証に大変苦勞した。

● 証拠調べの方法等について、どのように感じたか。

○ 裁判官としては、公判前整理手続を経ていることもあり、事件の内容については、ある程度把握していたが、それでも証人尋問や被告人質問で細かい話が出てくると、どの時点の話なのか混乱した。職業裁判官でさえ混乱したのであ

るから、緊張した状況で聞いている裁判員の方はもっと混乱したと思うので、検察官、弁護人には立証の仕方、尋問の方法について検討していただきたい。

また、検察官及び弁護人の御意見のとおり、裁判は口頭主義が基本であり、書類やパワーポイント等のツールは補助手段に過ぎない。これからは、書面を基にして、より分かりやすいコミュニケーション技術を身につけていくことが必要となる。聞いて分かる、自分がやっていることが大切なのだと実感できる法廷を作っていく必要があると思う。

調書の全文朗読については、今回、裁判所がお願いして行ったという経緯がある。裁判官と裁判員とで見ている証拠が違ふということがあってはいけないと考えて全文朗読を行ったものであるが、今後は、全文朗読を前提として、それに耐えうる調書を作成してもらい、検察官と弁護人とで合意書面を作成して提出してもらえれば、全文朗読に耐えうるものになると思う。従来どおりの捜査のやり方を前提とした議論では困る。これから変わるのだということを前提にした議論、捜査の在り方から含めて考えていただかなくてはならない。

- 今回の模擬裁判は2日間の設定で行ったが、実際も同じようになるのか。
- 事実関係に争いがなく、情状のみが問題になる事件が刑事裁判の8割を占めている。遠方から来る裁判員にとっては、審理が午後5時過ぎまで続くとなると過剰な負担となる。この時間までに終わるという審理計画を立てることができれば、裁判員にも安心して来ていただけたらと思う。そのためには、重複を避け、時間を短縮する工夫をすることが必要である。争いのない事件は1日半くらい、争いのある事件でも1週間程度と考えている。そのために、法曹三者が協力し、努力していかなくてはならない。
- 立証は検察官の責任であり、どれだけ効率的に短期間で立証できるか、そのために証拠を絞り込めるか、冒頭陳述を分かりやすいものにしていけるか更に工夫を重ねていきたい。

従来から検察には事実を厚く出していくという傾向があり、今回も従来のや

り方から抜け出せず、記録も厚くなってしまい、裁判員の負担が重くなった。重複との指摘もあったが、今回は情状が大きな問題であり、遺族感情の立証がしたかった。要旨を記載した文書を付けた方が分かりやすい場合もあるのかなと思ったが、現在は試行錯誤の最中であり、更に改善を重ねていきたい。

- 2日目の模擬裁判を傍聴した。裁判員の方の中に良い質問をされている方がいたが、そのような人ばかりではないだろう。弁護人は突っ込んだ質問をしておらず、シナリオ通りにサラリと言っているなど感じた。

また、今年の裁判員制度フォーラムにも参加し、裁判員制度を充実したものにしないといけないと思うが、裁判員の選任手続は大変だとの印象である。裁判員も、慣れるのに時間がかかるだろうし、守秘義務もあり、重い刑事事件が対象なので負担だろうと思う。特に遠方から来る人は大変だと思う。

- 裁判員裁判では、弁護士の腕が問われる場面があると思う。何のために長い尋問をするのかと聞かれるが、反対尋問というのは、周辺部分から核心部分に迫っていくという手法を取るため、往々にして長くなるものである。その辺の事情も御理解いただきたい。その上で、そういった重要な部分以外のところでは、合意書面を作成して審理時間の短縮に努めるべきだと思う。

現実の裁判員裁判では、どう短縮してみても5日間くらいは尋問をやらなくてはならないという事件が出てくると思うが、そのようなときに、5日間通しでやる方がよいか、分割してやる方がよいか。5日間通しで行ったときに耐えられるか御意見を伺いたい。

- 審理の内容をはっきりと覚えているうちの方がよく、連続5日間の方がよいと思うが、実際には仕事を持っているので、連続5日間は困難である。
- 継続して行う方が理解が増すと思うが、一週間連続は厳しい。
- 間隔が空くと集中できなくなると思うが、体力的、精神的には辛いと思う。
- 刑事裁判に国民の信頼と意見を反映させるために裁判員制度を導入することになった。正直に言えば、裁判官もここまで大きな改革があるとは思っていな

かったが、国民の大きなニーズがあって成立したという経緯がある。今までの発想で刑事裁判をやっていたのでは成り立たないと思うので、重要な部分を維持しつつ、国民の立場から見直しをしていくことが必要ではないか。

私も今回の模擬裁判を傍聴して、証拠調べが長いと感じた。自分が裁判員でも耐えられないと思ったし、事案の全体像が分かりにくいとも思った。裁判員とコミュニケーションできるのかなとも思った。模擬裁判という制約があることは承知しているが、ここでやってみたことをどのように実際の裁判に活かしていくのか、裁判員目から見てどうかということベースに考えていかなくてはいけない。

証拠調べが長い、それを改善しなくてはいけないというのが法曹三者共通の認識であり、改善策として要旨の告知や合意書面を作るといった方法があるだろうが、どれにもメリット、デメリットがあり、それを法曹三者で考えていかなくてはいけない。どちらの結論でも良いと思うが、分かりやすく、ポイントを絞ったもので、短時間で行うという目的のために、色々な要素を考えていけばよいのではないか。参加する人の立場に立ち、参加する人がやりやすく、刑事裁判として適切なものを探していくことが大切である。

パワーポイントを使うことも一つの手段であろうが、自分が裁判員であったとしたら、画面を見た直後は分かった気になるが、時間が過ぎてしまえば何も残らないということもある。それで本当に分かりやすいのかなということが疑問である。書面で補った方がよいという意見があるのであれば、検討しなくてはいけない。裁判員に一番分かりやすく、刑事裁判の在り方として一番良いものを探っていくかなくてはならない。

ニュージーランドで陪審員裁判を見学した際には、まず選任された陪審員の中で「フォアマン」というリーダー役を決めるという作業をしていた。その時に色々と議論をして、フォアマンを決め法廷に臨んでいた。コミュニケーションが取りづらく、いきなりでは意思疎通が難しいというのなら、その前に何か

を行えばよいのであり、自由な発想で、良い知恵を出し合っていけばよいと思う。

- 裁判員制度では、裁判員が耐えられる裁判をしていかななくてはならないが、裁判員制度を始めるに当たってのアドバイスをお願いしたい。
- 国民の声を反映させるのが裁判員制度である。裁判員をやって良かったと機能するように変えていく必要がある。要旨の告知が分かりやすいのであれば、それにパワーポイントを加えるなど、新しい手法でやってみることが大切である。
- DVDでは中間評議を行っていたが、どのタイミングでやるべきなのか、中間評議をやるためには、被告人質問が後ではやりにくいのではないか。新しい制度であるので、前例に拘らずに色々やってみると裁判員にとっても入っていきやすいのではないか。
- 裁判員という無党派の出現で、裁判員にどのように訴えかけていくのかという、法廷での票の取り合いが出てきて、流動化し、緊張感がでて、劇場化して裁判が面白くなるという印象である。尋問時間が長すぎる、しかし、裁判官と裁判員の情報が同じでなくてはならないという中で、どこで折り合いを付けるか試行錯誤していかななくてはならない。
- 裁判員だけでなく、傍聴している市民にも分かりやすい裁判にする必要がある。そうすることで納得性のある結論につながるのかなと思う。口頭主義と言っていたが、一般市民には口頭説明だけでは理解するのが難しい。今後は、様々な人が裁判員となり、もっと理解度に差が出てくると思うが、その中で事実をどのようにして認定していくか。自分の考えを確認しながら、他人の話を聞きながらという状況では、メモを取ることは欠かせない。年代、地域も異なる見ず知らずの人とコミュニケーションを取るためには、事前に何かレクチャーがあると連帯感が醸成されやすいのではないかと思う。
- 広報手段、働きかけ先として何かアドバイスをいただきたい。

- 一緒に裁判員制度フォーラムに行った人の感想では、「難しいので避けたい。」という感想が多かったが、若い人の一部には「携わってみたい。」という感想もあった。また、その中に2, 3回見学をした上で立ち会うのが良いのではないかという意見もあった。
- 研修の機会等を設ければ、浸透していくのではないか。
- 校内で模擬裁判をやってほしいとの要望があれば、できるだけ対応したい。
- 今回の模擬裁判では、証拠調べに対する苦痛が感想として出されたが、150分あった最終評議については、もっと時間があってもよかったというのが共通の感想のようであり、最終評議への関心の高さという点が共通している。新聞等のアンケートを見ても、自分の意見で刑が重くなったり軽くなったりするのに不安を感じるなどの結果がでており、最終評議で量刑を定めていくことに興味が集中しているのではないか。そういった中で、裁判官が裁判員の意見を尊重していくと、量刑に影響を与えることがあるのかということに興味がある。
- これまで裁判に関わってきた法曹の人と、それ以外の人では、意見の食い違いがあると思う。一般の人の意見に共感できる場所もあると思うが、日本の裁判があまり感情的になってはいけない。厳正で分かりやすいものにしてほしい。

評議中は、発言もしやすくやりやすかったが、途中で中間評議がある方がもっとやりやすいと思った。
- 何度か話し合いを重ねることで、意見が変わっていくことを期待していたが、最後に評議を行っただけなので、自分が主体的に関わっていけず、達成感が薄かった。比較的分かりやすい事案だったので、裁判官と大きな違いもなく安心した。
- 初めて参加し、自分の意見が言えるか心配だったが、一つずつ法廷で調べたことをチェックし、自分なりに見直しながらできたので、達成感があった。法的なことが何も分からないまま評議したが、裁判官から教えてもらうことがで

き安心した。

日本人は、人の意見に流されやすいと思うが、そういう中で評議をするためには、人の話を聞きながら自分の意見をまとめていくことが大切だと思う。

- 証拠調べの長さが話題になっているが、形式ではなく分かりやすさが大切であるという裁判官の言葉になるほどと思った。新聞記事も同じであり、長いと分かりにくくなる。時間が短くとも何を伝えたいかを明らかにすると分かりやすくなると思う。贅肉をそぎ落とせば、聞いている人に伝わりやすくなる。そうすれば、評議の時間を長く取れたと思う。
- 裁判所は、独特の雰囲気がある場所である。集合時間に初めて会った人同士の調整を間違えると、ずっと緊張が取れないことになるので、何らかの工夫が必要である。
- 今回の模擬裁判の裁判官は、自分たちの話をよく聞いてくれたし、リラックスさせてくれたが、違うタイプの裁判官に、これはこうだと言われると引っ張られてしまい、何も言えなくなると思う。メンバーが変わると言いたいことが言えなくなるし、裁判官が言うのならそうしておこうと思ってしまっただろう。

(7) 次回期日等

平成19年度第2回の期日は、平成19年11月27日（火）午後1時30分とする。次回も「裁判員制度」について意見交換を行うこととする。

(8) 閉会の言葉

配 布 資 料

資料 模擬裁判の起訴状及び審理予定表

(配布資料添付省略)